

連絡先：

国土交通省 中部運輸局 静岡運輸支局

整備担当 山口、紅林

Tel 054-261-7622

## 令和元年台風第19号の被害に伴う自動車検査証の有効期間の伸長について

令和元年台風第19号の被害に伴い、静岡県伊豆の国市及び田方郡函南町に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が満了する日が10月15日から10月28日までの車両について、10月29日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

※静岡県伊豆の国市、田方郡函南町（静岡運輸支局の公示）

1. 令和元年台風第19号の被害に伴い、災害救助法の適用を受けた地域に使用の本拠の位置を有する車両は、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生ずるおそれがあります。このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日付で公示しましたのでお知らせします。

## ○対象車両

静岡県伊豆の国市及び田方郡函南町に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が満了する日が10月15日から10月28日までのもの

（有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。）

有効期間の満了する日	平成31年10月15日
------------	-------------

## ○措置内容

自動車検査証の有効期間を10月29日まで伸長

## ○継続検査の手続き

対象車両については、10月29日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

## ○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが10月29日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。



# 公 示

道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であつて、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和元年10月15日から同年10月28日までのものは、令和元年10月29日をもって満了するものとする。

記

〈対象地域〉沼津自動車検査登録事務所の所轄

伊豆の国市、田方郡函南町

令和元年10月15日

中部運輸局 静岡運輸支局長